

Back Number

本論文は

世界経済評論 2021 年 7/8 月号

(2021 年 7 月発行)

掲載の記事です

2021年7月15日発行(7月号(金銭月)発行)
1965年創刊・通巻719号
世界経済を読み解く国際戦略の羅針盤
世界経済評論 7・8月号
2021 Vol.65 No.4
World Economic Review



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

米国の対中規制強化と 日本への影響



一般財団法人日中経済協会専務理事・東京工業大学特任教授 **杉田 定大**

すぎた さだひろ 1980年通産省入省後、大臣秘書官補佐、在マレーシア日本大使館、大臣官房企画室長、通商政策局アジア大洋洲課長、その後通商金融・経済協力課長、内閣官房内閣参事官（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省中国経済産業局長、大臣官房審議官後退官。この間、早稲田大学、同志社大学で客員教授。16年6月より現職。

近年、米中対立を背景に世界規模で機微技術等に対する貿易管理が厳しくなっている。中国でも2020年12月から輸出管理法が施行されるなど、米国の対中制裁を意識した貿易管理の厳格化の動きがみられる。一方、バイデン政権においては、対中外交戦略が日米首脳会談などでも明確になりつつある。米中「新冷戦」構造は継続し、中国には、ハイテク問題や人権問題では厳しい姿勢で臨むとみられる。このような中での日本企業の生き残り戦略を考える。

I 米中新「冷戦」の動き

近年、米中対立を背景に世界規模で機微技術等に対する貿易管理が厳しくなっている。中国でも2020年12月から輸出管理法が施行されるなど、米国の対中制裁を意識した貿易管理の厳格化の動きがみられる。一方、バイデン政権においては、まだ対中外交戦略の見直し中であるが、米中「新冷戦」構造は継続し、中国には、ハイテク問題や人権問題では厳しい姿勢で臨むとみられている。

バイデン大統領の公約では、「中国の不公平な環境対策や商慣行には責任を取らせるべきだが、一方的な制裁関税を課すのではなく、中国には国際的な連携の枠組みに入ってもらおう」と

述べている。つまり、WTO等の国際的枠組みを見直しながら、中国にコミットさせるとの考え方である。中国の知的財産権、先端技術、経済安全保障等の問題に厳しい姿勢で臨む方針は当面変わらないだろう、

II ファーウェイを中心とした 米中新冷戦の最前線と日本の 機微技術関連などの投資貿易管理

現在のワッセナー・アレンジメント¹⁾では軍需専用部品あるいはデュアルユース品など機微技術の製品輸出を規制している。

最近米国では、半導体や半導体製造装置等の規制を強化する動きがみられる。その最初がファーウェイ問題である。さらに量子コン

ピューティングや宇宙技術などエマージング技術に対して、今から規制を掛けて中国を牽制している。

このほか、米国製部品を組み入れた製品を日本から中国に輸出する際に、米国製の基幹部品が25%以上使われている場合は米国の輸出許可が必要となっている。日本からの輸出なので、日本の輸出許可だけで済みそうだが、米国の輸出許可も必要となる再輸出規制のデミニミスルール (De Minimis Rule)²⁾ である。米国議会には、この組み込み比率を25%から10%に厳格化しようとする動きもある。ECRA (Export Control Reform Act: 米国輸出管理改革法) にもエマージング技術の輸出規制の強化が規定された。その重要分野であるバイオ技術などはすでに米国からガイドラインが示され、当局の裁量に任される部分が多い内容となっており、今後の運用が気になる。

ファーウェイが生産する通信機器や携帯端末は、インテル、クアルコム等から半導体を輸入し、日本からはセミコンダクター、メモリー、CCDカメラ等の関連部品が供給されている。中国国内ではBOE (京東方科技集団) 等が液晶パネルや電池を供給し、台湾ではTSMC (台湾積体回路製造) 等が台湾、中国、米国などで委託加工し、ファーウェイをサポートしている。ファーウェイだけでなく、半導体産業をベースとしたグローバルサプライチェーンが構築されていたが、そこに米国が半導体輸出をストップすると宣言した。19年5月にEntity Listに掲載して禁輸対象とした。

ファーウェイと取引のある主な日本企業として11社の名前が挙げられている。18年には日本からファーウェイに6800億円、19年は1.1兆円を輸出している。CCDカメラを、中国企

業を通じてモジュールとしてファーウェイに納入し、間接的に3000億円を売り上げている企業もあり、かなりの額のメモリーやセラミック半導体を納入している企業もある。ファーウェイは日本、韓国、中国から総額2.8兆円を購入していたが、20年8月に同社への輸出がストップした。同社では同年1~8月に2、3年分の半導体在庫を積み増したようだ。

その後納入企業の何社かは、部品について、BIS (米国商務省貿易管理局) の許可を得て継続的取引している企業もあるようだ。また、その後許可を取り消されているケースも出ており、状況はまだら模様である。

米国によるファーウェイへの制裁強化は、まず19年8月に中国製通信監視機器カメラの政府調達禁止から始まった。さらにイラン制裁、企業機密の窃盗容疑で、ファーウェイ及び孟晩秋氏が起訴された事件である。先端技術の問題ではなく、制裁対象国イランへの不正送金等に係るもので、異質な事案である。そして禁輸対象のEntity Listへの掲載措置である。他にもこうしたファーウェイ制裁緩和に対する米国議会承認の義務付けがある。これは大統領権限で勝手な制裁緩和をさせないとする議会側の対応で、ZTE (中興通信) 問題に対するトランプ大統領による一方的な制裁解除の時の反省から、国防授權法1999による規制緩和における議会の承認を担保したものである。

続いてRICO法 (威力脅迫及び腐敗組織に関する連邦法)³⁾ の適用である。これは情報技術の窃盗を目的としたファーウェイの組織的なマニュアル作成が容疑となっている。また、最近国防授權法1999に基づき中国軍に密接に関係する会社がリストアップされ、そこにファーウェイが含まれている。

特に注目されたのが、20年5月に行われたファーウェイ向け直接製品規制の拡大とEntity Listへの掲載対象関連企業の拡大である。ファーウェイの関連会社ハイシリコンの設計技術をベースに、米国技術を用いた半導体製造企業のアプライド・マテリアルズとラムリサーチの製造装置等を使って製造した半導体について、ファーウェイに納入することを禁止した。これを受けて台湾のTSMCはファーウェイからの半導体製造受託を打ち切った。それに止まらず20年8月に、規制していた「i . Entity List掲載のファーウェイとその関連会社の設計等の技術」の要件も外された。汎用品の調達を回避するため、米国技術を用いた製造装置を使って製造した製品の納入を禁止するもので、規制条件は強化された。

これを受けて、米国の関連業界、半導体業界、シリコンバレーなどは、ファーウェイに対する規制解消を強く申し入れた。これにより直接製品規制が限定的にされた。AMD（アドバンスト・マイクロ・デバイセズ）やインテルは、サーバーやCPU（中央処理装置）など規制レベルの低い製品について、BISにファーウェイ向けの輸出許可申請を提出し、軍事技術等に絡まず規制レベルより低い製品であれば許可が下りているようだ。日本企業も同様な届出をし、BISから認められている。

米国と同様に中国も輸出管理を強化する方向にある。中国の「輸出管理法」が20年12月から施行され、実務上のガイドライン等が明確化されていないため、外資への影響は不透明である。その目的・対象が国際的な枠組みを超えて広範に及び得ることに加え、現時点で適用範囲などの運用が不透明である。すでに施行された「輸出禁止制限技術目録」の修正、及び今後公

表が予定されている「信頼できない企業リスト」などと合わせ、これらの法制度が中国における内外企業の正常なビジネスを妨げないように、規則の詳細の明確化と透明性のある運用を強く求めたい

Ⅲ バイデン政権の対中政策の動き

バイデン政権ではまだ固まった対中政策は発表されていないものの、基本、ハイテク技術問題への対応などはトランプ政権と同様のポジションを続けるのではないと思われる。また、新疆ウイグル、チベット、香港での人権問題についてはトランプ政権以上に厳しいポジションをとることが予想されている。

バイデン大統領は本年2月24日に米国サプライチェーンに関する大統領令に署名し、重要4品目（①半導体製造および高度なパッケージ、②電気自動車用を含む大容量電池、③医薬品および医薬有効成分、④レアアースを含む戦略的重要鉱物資源）のサプライチェーンの見直しを指示した。

次の2つの観点が提示されている。

- (1) 国内の経済的繁栄（製造能力の活性化・再構築、R&Dの競争力強化、高給雇用、地域の経済成長促進）
- (2) 経済・国家安全保障の促進（価値観を共有する同盟国・パートナー国との緊密な協力による多様で安全なサプライチェーンの強化を通じたパンデミックやその他の生物学的脅威、サイバー攻撃、気候ショックや異常気象、テロ攻撃。地政学的及び経済的競争などに対する対応能力強化）

次に、最近のトランプ政権下での措置のバイデン政権での見直しの動きにつき、いくつかの

事例あげる。

まず、TikTok のケースであるが、大統領令による措置の制限一時差し止め訴訟が若いユーザーたちから提起され連邦裁判所にて係争中となっており、米国が TikTok を禁止しようとする試みを継続するかどうかの決定は、最終的にはバイデン政権に委ねられた。

WSJ の記事によると、バイデン政権では2月に TikTok の米国事業を強制的に売却させるというトランプ前政権が進めていた取り組みを停止し、TikTok が Oracle および Walmart との間で進めていた暫定的な提携は、外国企業が保有するアプリやソフトウェアがもたらすセキュリティリスクに関して独自調査をバイデン政権が実施する間、「無期限で棚上げ」されたと報道している。

バイデン政権も中国には今後とも強硬な態度をとるとの見方が多いようだ。バイデン政権が実際の行動として中国発の新型コロナウイルスを「中国ウイルス」や「武漢ウイルス」と呼ぶことを公式に禁止した。

以上のようにバイデン政権では対中政策の一部には変化が見られものの、ハイテク分野や人権問題では引き続き厳しい姿勢をとっていくものと考えられる。

4月の日米首脳会談でも、

- ①自由で開かれたインド太平洋における地域の平和と繁栄の確保、台湾海峡の平和と安定を強調、兩岸問題の平和的解決
- ②香港及び新疆ウイグルにおける人権状況における深刻な懸念
- ③日米競争力・強靱性コアパートナーシップの立ち上げ
- ④生命科学、バイオティクス、AI、量子コンピューティング、民生宇宙分野での研究・技

術開発協力、半導体を含む機微なサプライチェーンについて連携など、中国を念頭に置いて、広範な日米連携を共同声明で取り上げた。

IV 日本企業の生き残り戦略と 日本政府の動き

こうした米中の動きの中で、日本としては、どちらか一方に踏み絵を踏まされる可能性がある。当面は一つ一つの事象に、個別に対応していくべきであろう。

日本企業が生き残るためには、①独自の技術を持つことは言うまでもなく、②米中の戦略に関する情報アンテナを高くすること、③踏み絵を踏まされた場合の対策をシュミレーションも含め予め検討・準備しておくことなども必要である。

さらには、④企業グループ全体における貿易管理業務やコンプライアンスプログラムなどの強化につき、経営トップも含めた対応はもちろんのこと、米中「新冷戦」の厳しい情勢を認識した体制整備（一部企業にみられる経営幹部と直結した経済安全保障戦略室など）も求められよう。

日本においてはセキュリティ・クリアランスの資格制度がないとの指摘がある。

米国などでは民間企業が製品開発を進めるのに、欠かせない共有情報（例えば、IoT 製品の脆弱性に関する情報を登録するデータベースなど）にアクセスするためには、その資格認証制度の導入が必須となっている。

サイバーセキュリティの管理監督に関する資格・標準をどう作っていくのか、そうした資格が取得できるのかといった問題で、米国からも

その対応が問われている。

セキュリティ・クリアランス資格制度が無い状態では、自動走行やスマートメーターなど先端技術分野で日米協力による研究事業を実施する際に、日本では秘密情報にアクセスするセキュリティ・クリアランス資格認証制度がないとの理由で断られる可能性があり早急な対応が求められる。

情報漏洩については、不正競争防止法での対応では不十分なことは明白であるが、不正競争防止法の更なる強化はもちろんであるが、日本の企業や大学における「みなし輸出規制」の導入についてはその実効性なども含め十分な議論が必要であろう。

また、EU（欧州連合）への対応も重要で、特に人権侵害に関する規制、制裁導入を検討すべきだ。米英加豪ニュージーランド（ファイブアイズ）等の有志国連合での日本の果たす責任についても検討しておく必要がある。これに関しては、重要技術流失防止など国内法の整備等について、多くの課題が残っている。

日本の機微技術などの投資貿易の管理については、まず日本は外国投資管理についてはすでに規制の強化が図られており、従来の届出対象が10%以上から1%以上に変更された。貿易については産業構造審議会安保貿易管理小委員会で議論中であり、中間報告によれば、有志国である程度合意が得られれば、基盤技術やエマージング技術でも管理強化することや「みなし輸出規制」のあり方などが検討されている。今後の動き注視していく必要がある。

[注]

- 1) ワッセナーアレンジメント：ポストコムの紳士協定として、1996年7月に第三国への通常兵器の過剰な蓄積の防止を目的に設立された。通常兵器及び関連汎用品・技術の責任ある輸出管理を実施。
- 2) デミニミスルール：米国原産品を組み込み外国で製造された製品「組み込み品」は通常25%以上であればBIS（米国商務省貿易管理局）の許可が必要となる制度。テロ支援国家（イラン、北朝鮮、スーダン、シリア）向けの場合は10%以上。
- 3) RICO法（Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act）：米国連邦法で定められた刑事法規。特定の違法行為によって不正な利益を得るラケティア活動（racketeering activity）によって組織的犯罪を行う組織の活動を規制し犯罪行為に対する刑事罰と被害回復措置（民事責任）を規定。

（一財）国際貿易投資研究所の調査研究報告書 「調査研究シリーズ」（最新刊）のご案内

（一財）国際貿易投資研究所の報告書を全文ダウンロードすることができます。ご一読をおすすめいたします
<http://www.iti.or.jp>

「WTO改革の進展と収斂」（No.115）

【目次】第1章 WTOのルールメイキング機能の再検討…中川淳司（中央学院大学教授／東京大学名誉教授／アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士 研究会委員長）／第2章 WTO紛争処理の現状と見直し…福永有夏（早稲田大学教授）／第3章 貿易救済ルールと補助金規律の見直し…梅島修（高崎経済大学経済学部国際学科教授）／第4章 強制技術移転…平見健太（早稲田大学社会科学総合学術院講師）／第5章 WTOと他の国際機関との協力関係—WTOにおけるソフト・ローの役割—…松下満雄（東京大学名誉教授／長島・大野・常松法律事務所顧問弁護士／元WTO上級委員）

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階

TEL: 03(5148)2601 / FAX: 03(5148)2677

E-Mail: jimukyoku@iti.or.jp / URL: <http://www.iti.or.jp/>